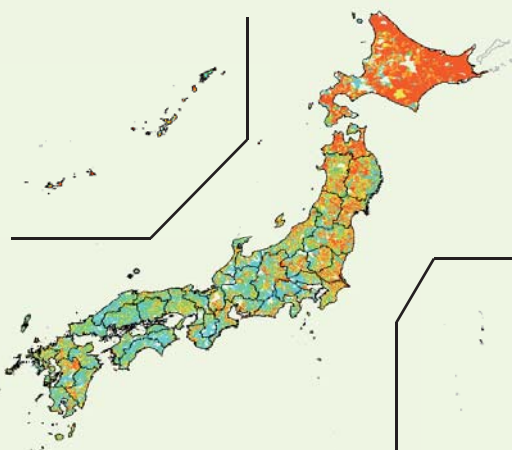
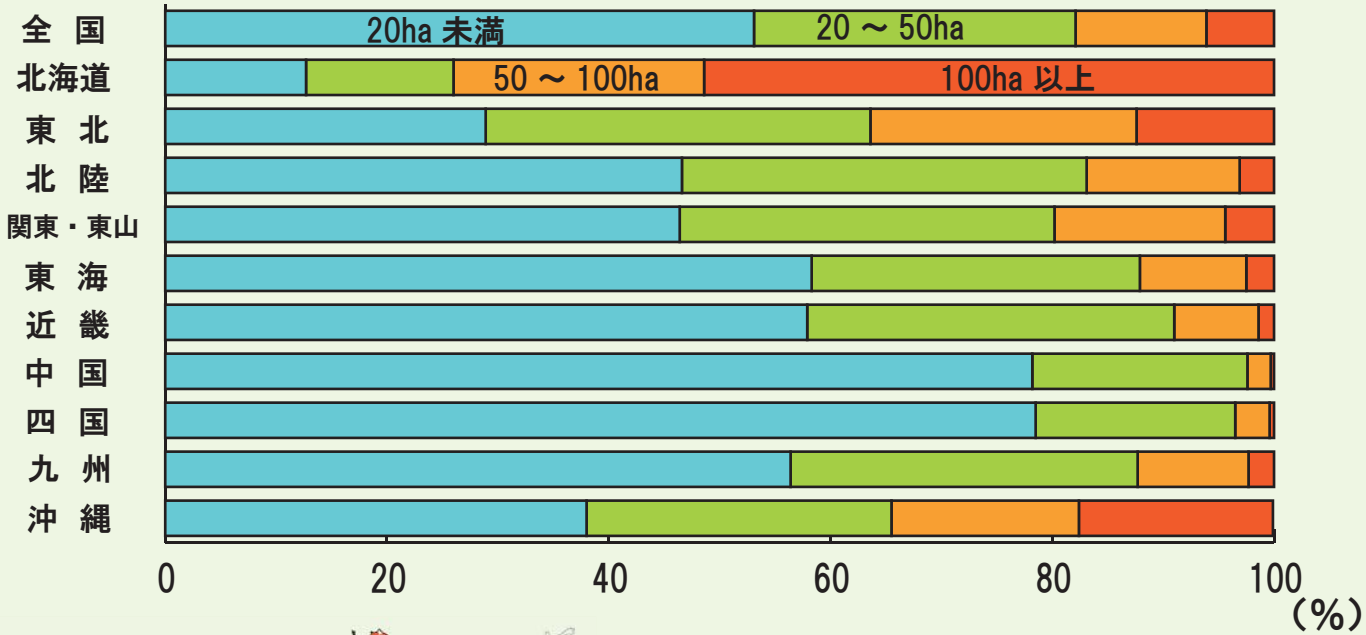


農業集落の耕地面積

耕地面積規模別農業集落数の割合



中国、四国は耕地面積が 20ha 未満の集落の割合が高く、約8割の集落が該当しています。
一方、北海道では半数を超える集落が 100ha 以上の耕地面積を擁しているほか、沖縄や東北で耕地面積規模の大きい集落が多くなっています。

(2005 年農林業センサス結果)

農林業センサス調査結果についてもっと知りたい方は、農林水産省のホームページにも調査結果が掲載されていますのでご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/index.html>

調査についてのお問い合わせは

調査員：氏 名

電話番号

統計・情報センター：

2010 年世界農林業センサス 農山村地域調査（農業集落調査）

ご協力をお願い

農林水産省では平成 22 年2月1日現在で

2010 年世界農林業センサス農山村地域調査を実施します。

農林業センサスとは

- 我が国の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域の実態を明らかにすることを目的に5年ごとに実施している「農林業に関する国勢調査」ともいべき大切な調査です。
- 農林業センサスには①農林業の経営主に経営の現状をお聞きする「農林業経営体調査」、②市区町村と農業集落の代表者など地域の実情に精通している方（農業集落精通者）に農山村地域の現状をお聞きする「農山村地域調査」があります。

調査の目的

農林水産省では、「食料・農業・農村基本法」及び「森林・林業基本法」に基づき、担い手の育成、農山村地域の活性化、森林の整備・保全などの様々な施策を推進しています。

農林業センサスの調査結果は、これらの農林業施策の企画・立案やその推進に当たっての基礎資料として利用されます。

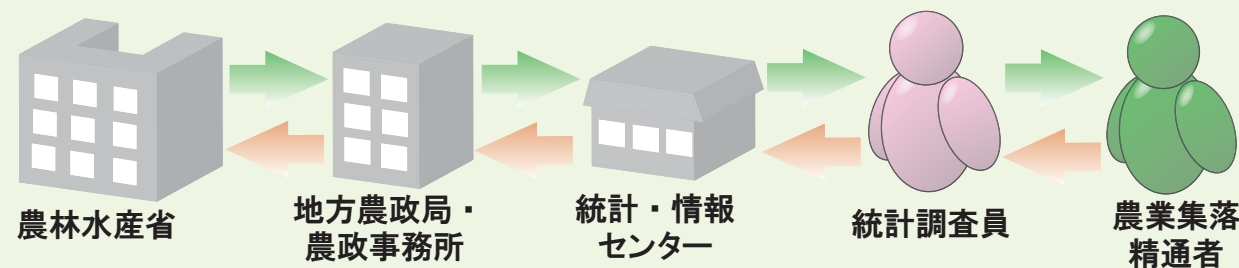
 調査員が配付した調査票へご回答をお願いします。

農山村地域調査（農業集落調査）の概要

調査の方法

統計調査員が農業集落精通者を訪問して調査を行います。

統計調査員は地方農政局長等が任命し、地方農政局長等が発行する「統計調査員証」を携帯しています。



※農業集落精通者とは

地域の自治会や農家組合の役員等、地域活動の中心となっている方で地域の状況をよく把握している人に調査項目の回答をお願いしています。

主な調査項目

- ・ 農業集落の総戸数
- ・ 農業集落の総土地面積、耕地面積
- ・ 農業集落内の活動状況（寄り合いの開催等）
- ・ 地域資源（農地、森林、水路等）の保全状況



秘密は厳守します

- この調査は、「統計法」をはじめとする法律等に基づいて行います。
- 統計調査員をはじめとする調査関係者が調査内容を漏らしたり、調査票を統計上の目的以外に使用することは「統計法」で強く禁じられています。

調査結果は次のようなところで利用されています

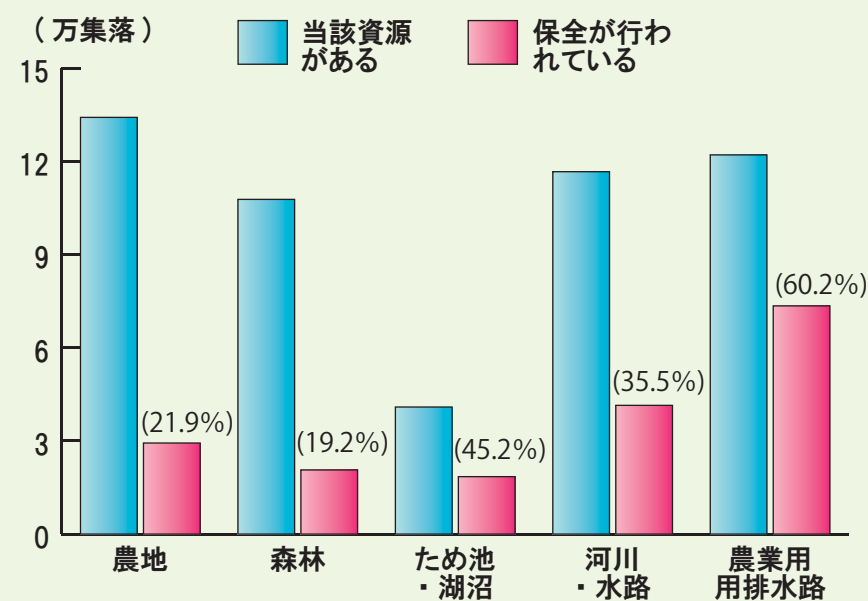
- 農林行政の基本施策の策定
農林水産省では農林業の振興や農山村の活性化のためにさまざまな施策を行っています。
農林業センサスの結果はこれら施策の策定や推進の基礎資料となります。
- 水田・畑作経営所得安定対策の採択基準
農地が少ない地域での面積基準緩和の基礎データとして利用されます。
- 地域の農林業の振興
結果は農業集落別、市区町村別、都道府県別に公表していますので、都道府県・市町村等においても地域の農林業の振興等の基礎資料として広く利用されます。

2005 年農林業センサスの結果をご紹介します

ここでは、農業集落調査に関する結果の一例をご紹介します。

地域資源の保全活動の取り組み

地域資源の保全を行っている集落数



地域資源のうち、農業用排水路とため池・湖沼は農地や森林に比べて、保全活動に取り組む割合が高くなっています。

* () 内のパーセントは地域資源がある集落数に対する、保全が行われている集落数の割合。

(2005 年農林業センサス結果)